

令和８年度（２０２６年度）
熊本県立高等学校における新入生の学習者用端末販売に係る業務協定
公募実施要領

１ 本公募の趣旨

令和８年度（２０２６年度）以降、県立高等学校に入学する生徒については、生徒及び当該生徒の保護者（以下「保護者等」という。）負担により学習者用端末を導入することとしている。

学習者用端末の購入にあたっては、県と協定を締結した事業者が運営するＥＣサイト（※）を通じて保護者等が購入することとしており、今般、当該ＥＣサイトの運営及び保護者等への学習者用端末を販売する事業者を「公募型プロポーザル方式」により選定する。

※ＥＣサイト：事業者が構築・運営し、県が定めた基準を満たす学習者用端末を、保護者等が直接購入できる専用のウェブサイト。

２ 業務協定の概要

（１）業務協定名

令和８年度（２０２６年度）熊本県立高等学校における新入生の学習者用端末販売に係る業務協定

（２）協定の目的

本協定は、令和８年度（２０２６年度）に熊本県立高等学校に入学する生徒及びその保護者が、高等学校における学習活動に資する適切な学習者用端末を円滑かつ低価格で購入し、充実した保証内容の中で安心してＩＣＴを活用した学びを実現することを目的とする。

（４）協定内容

「令和８年度（２０２６年度）熊本県立高等学校における新入生の学習者用端末販売に係る業務協定仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。

（５）協定期間

協定締結日から令和９年２月２８日までを予定。

（６）その他

協定の内容については、本公募により選定された事業者（以下「協定締結事業者」という。）と県と協議したうえで締結する。

なお、本協定に基づく各業務に係る費用については、３を除き、協定締結事業者の負担によるものとする。

３ 学習者用端末の購入費用への補助金について

保護者等が購入した学習者用端末１台につき１５,０００円の補助金を協定締結事業者へ交付する予定としている。

なお、補助金の交付時期は令和８年度（２０２６年度）を予定しており、補助金交付の手続等は別途協定締結事業者へ通知する。

４ スケジュール

項目	日程
募集公告	令和７年（２０２５年） ９月 ５日（金）
質問受付期限	令和７年（２０２５年） ９月２４日（水）午後３時必着
参加表明申請書提出期限	令和７年（２０２５年） ９月２４日（水）午後３時必着
企画提案書等の提出期限	令和７年（２０２５年） ９月３０日（火）午後５時必着
プロポーザル審査会の開催	令和７年（２０２５年）１０月 ９日（木）（予定）
協定結果の通知	審査後、審査結果を通知
協定締結	審査会以降速やかに

５ 本公募への参加要件

本公募への参加を希望する事業者は、以下の要件を全て満たさなければならない。

なお、ECサイトを運用する事業者など複数の事業者で構成されるグループが共同提案する場合、代表事業者が参加申込書を提出すること。

なお、共同企業体を構成して参加（以下「共同提案」という。）する場合、（１）～（８）についてはグループを構成する全ての事業者が要件を満たすこと。

また、（９）については、グループを構成する事業者のうち少なくとも１社以上が満たすこと。

- （１）地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４第１項の規定に該当しないこと。
- （２）熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成１４年熊本県告示第８１１号）第２条第１項の規定による指名停止の期間中でないこと。
- （３）会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る更生計画認可決定を受けていること。
- （４）民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る再生計画認可決定を受けていること。
- （５）熊本県暴力団排除条例（平成２２年熊本県条例第５２号）第２条第２号に規定する暴力団員若しくは第４号に規定する暴力団密接関係者又は地方自治法施行令第１６７条の４第１項第３号に掲げる者に該当しないこと。
- （６）消費税及び地方消費税並びに都道府県税において未納がないこと。
- （７）宗教活動や政治活動を活動目的としていないこと。
- （８）賃金不払いに関する厚生労働省からの通知が知事に対してあり、当該状態が継続している場合であつて、明らかに協定締結事業者として不適当と認められないこと。
- （９）ISO/IEC27001認証を取得していること。または、プライバシーマーク認証を取得していること。なお、共同提案の場合、少なくともECサイトを運用する事業者が当該認証を取得していること。

6 共同企業体の参加要件

共同企業体を構成して参加する場合、以下の要件を全て満たすこと。

- （１）共同企業体の代表者（以下「代表事業者」という。）を決めること。
- （２）共同企業体の構成員は、同一業務について２つ以上の共同企業体を構成できないものとする。
- （３）共同企業体の構成員は、単独で本公募に参加していないこと。
- （４）共同企業体で提案する学習者用端末は１機種（同一型番）とすること。構成員ごとに学習者用端末を提案することは認めない。
- （５）協定締結事業者として選定された場合、代表事業者が県と協定を締結すること。

7 選定方法（公募型プロポーザル方式）

審査会において参加事業者のプレゼンテーションを審査し、最も優れた提案を行った事業者を、協定締結事業者として選定する。

8 質問の受付及び回答

本公募について質問がある場合は、様式４（質問書）を下記のとおり提出すること。

- （１）提出期限
令和７年（２０２５年）９月２４日（水）午後３時まで（必着）
- （２）提出方法
質問書を、本実施要領の末尾記載の電子メールアドレス宛てに電子メールにより提出すること。
また、提出した際は、本実施要領の末尾記載の担当者に、提出した旨の電話をすること。
電子メールの件名は「【質問】令和８年度（２０２６年度）熊本県立高等学校における新入生の学習者用端末販売業務協定」とすること。
- （３）質問に対する回答
質問の内容及び回答は、プロポーザルの参加表明者全員に電子メールで送付する。
その際、質問した事業者名は公表しない。

9 参加資格確認の手続き

(1) 提出書類 (2部)

①様式1 公募参加表明書

様式1-2 共同企業体構成書 (共同企業体のみ)

様式1-3 委任状 (共同企業体のみ)

②様式2 申立書

③様式3 会社概要

(2) 提出期限

令和7年(2025年)9月24日(水)午後3時まで(必着)

(3) 提出方法

「13 本件の担当課」へ郵送又は持参により提出すること。

※持参の場合は、県庁の開庁時間内とする。ただし、提出期限当日は午後3時までとする。

(4) その他

参加申込書提出後、県で要件を満たしているか審査をしたうえで、各事業者へ結果を通知する。

10 企画提案書等の提出及び留意事項

9(4)で通知を受けた事業者は、以下のとおり企画提案書等を提出すること。

(1) 提出期限 令和7年(2025年)9月30日(火)午後5時まで(必着)

。

(2) 提出方法 「13 本件の担当課」へ郵送又は持参により提出すること。

(3) 提出書類

以下の書類を合計9部(正本1部、副本8部)提出すること。

① 様式5 企画提案書

② 企画提案内容

ア A4サイズ・横向き

イ 表紙及び目次ページを除く片面30ページ以内(両面印刷での作成も可)

③ 様式7 事業者の取組みに関する申立書

(4) 企画提案書記載内容

企画提案書は下記順序にて作成を行うこと

① 体制図

② ECサイト構築実績

③ 端末納品実績

④ 端末機器

⑤ 端末価格

⑥ 端末保証

⑦ 購入方法

⑧ キットティング

⑨ 決済手段

⑩ セキュリティ対策

⑪ 障害対策

⑫ スケジュール

11 審査会について

(1) 開催日時等

① 開催日程

ア 日時

令和7年(2025年)10月9日(木) ※詳細は別途連絡

イ 会場

熊本県庁内 ※詳細は別途連絡

ウ 実施方法(プレゼンテーション方法)

原則として、対面により実施する。

ただし、オンライン会議システムを利用したプレゼンテーションも可能とする。オンライン会議希望の有無は、参加表明書に記載すること。

※オンライン会議システムは Google の Web 会議システムの Meet を利用予定であり、審査会前の接続テストと審査会前に指定のメールアドレスに URL を通知する。

※プレゼンテーションでのプロジェクタ・パソコン等の電子機器の使用は可能とする。

使用希望の有無及び使用機器については参加表明書に記載すること。なお、会場には、大型モニター及び HDMI ケーブルを準備しており、利用が可能。

エ プレゼンテーションの実施方法

事前に提出した企画提案書をもとに説明すること。

説明方法は、「紙媒体」又は「大型モニターに投影したデータでの説明」のいずれでも可とする。

県から追加での資料提出を求められた場合を除き、当日の企画提案書の追加は不可とする。

なお、企画提案書提出後に提案内容を変更する場合や補足が必要な場合にはプレゼンテーション時間内に口頭で説明すること。

② 審査会への参加者

3名までとする。

③ プレゼンテーションの時間

提案者1者につき20分（その後、15分間の質疑応答）を予定。

(2) 審査方法

企画提案書及びプレゼンテーションの内容に基づき、審査員による採点を行い、各審査員の「採点の合計点」が各審査員の配点の合計点の6割以上の得点となり、かつ最上位の得点者を協定締結事業者（予定）として選定する。

(3) 審査員

5名

(4) 審査結果について

審査会に参加した事業者へ書面により結果を通知する。なお、通知については、各事業者の担当者へ電子メールにより送付する。

(5) 留意事項

① 提出書類に用いる言語、通貨 及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51条）に定める単位に限る。

② 提案の実現性を検討するために、必要に応じて企画提案者に対し、任意で追加資料の提出を求めることがある。

③ 企画提案書には提案者の企業データ等、提案者を特定可能な記載も許可する。

④ 企画提案書の作成経費等はすべて事業者の負担とする。

⑤ 参加申込事業者が1者だった場合でも審査会を開催する。

(6) 審査基準

番号	項目	評価基準
①	体制図 (5点)	機器の調達、保証及び EC サイトの構築の3点において、体制が分かりやすいことを評価する。 また、共同提案は、グループを構成する企業が業務の実施上果たす役割をそれぞれ明確にしていることを評価する。
②	EC サイト構築実績 (5点)	都道府県単位での EC サイト構築の実績を評価する。
③	端末納品実績 (5点)	全国での端末納品実績及び県内での端末納品実績を評価する。
④	端末機器 (35点)	提案する端末機器が仕様書の内容を満たし、機器の特徴(画面、CPU等)を示していることを評価する。
⑤	端末価格 (35点)	購入者がより購入しやすい端末価格となっているかを評価する。

⑥	端末保証 (10 点)	保守・保証が仕様書の内容を満たし、端末保証への付加（盗難、バッテリー交換、修理の回数・上限額等）があれば評価する。
⑦	購入方法 (15 点)	提案する EC サイトが仕様書の内容を満たし、EC サイトを利用するにあたり簡単な方法で購入できることを評価する。 また、EC サイトが利用できない購入者に対する代替手段を評価する。
⑧	キittingグ (5 点)	キittingグ内容が仕様書の内容を満たし、学校の負担を軽減する提案内容があれば評価する。
⑨	決済手段 (10 点)	提案する EC サイトが仕様書の内容を満たし、EC サイトを利用するにあたり、保護者が選択できる有益な決済手段を評価する。 また、追加の決済方法があれば評価する。
⑩	セキュリティ対策 (5 点)	提案する EC サイトが仕様書の内容を満たし、EC サイトを利用するにあたり、個人情報管理等のセキュリティ対策を評価する。
⑪	障害対策 (5 点)	EC サイトの障害対策を評価する。
⑫	スケジュール (10 点)	販売から納品まで適正かつ確実に履行できるスケジュールを評価する。
⑬	事業者の取り組み (公告日現在) (5 点)	① 熊本県ブライト企業の認定を受けている。
		② 障害者支援施設等からの物品および役務の調達実績（当該年度又は前年度）がある。
		③ 事業活動温暖化計画書制度の対象事業者（義務及び任意）、エコアクション 21、RE100、再エネ 100 宣言 RE Action のいずれかの認証等、または
		④ 森林吸収量認証書の交付実績（当該年度又は前年度）がある。
		⑤ 熊本県 SDGs 登録制度に登録している。
		⑥ パートナーシップ構築宣言の登録をしている。
合計 (150 点)		

1 2 その他

(1) 次のいずれかの事項に該当する場合は、失格となる場合がある。

- ①本実施要領で定める要件を満たしていない場合又は満たしていないことが判明した場合
- ②提出書類に虚偽の内容が記載されていた場合
- ③提出書類に重大な不備があった場合

(2) 協定締結事業者として選定した事業者と県の協議が整わない場合、本実施要領で定める要件を満たしていないことが判明した場合、事業者が協定締結を辞退した場合には、審査会での得点が第2位であった事業者を協定締結事業者として選定する。

(3) 企画提案書に基づく履行ができなかった場合は、損害賠償請求や協定締結事業者としての取消しなどの措置を行う場合がある。

1 3 本件の担当課(問合せ先・提出先)

〒862-8609 熊本県熊本市中央区水前寺6丁目18番1号

熊本県教育庁教育政策課教育DX・働き方改革推進室

電話：096-333-2673（直通） FAX：096-384-1509

Email：kyouikujoyouhou@pref.kumamoto.lg.jp（担当：杉本・石川・本田・橋本）